

1. 除却新築承認申請書

寺院が境内建物の全部又は一部を処分（除却及び新築）しようとするときは、総長の承認を受けなければなりません。 [寺則28②、宗規49①]

(1) 申請者 当該寺院の住職又は住職代務

(2) 添付書類

① 理由書

住職（住職代務）の署名捺印にて、除却（及び新築）する理由を明記します。

② 門徒総代の同意書

門徒総代に諮問したことを証するため、任期中の門徒総代全員が署名捺印します。 [寺則28①三、寺院規程35三]

〔註1〕 門徒総代への諮問は、公告する以前に行います。（公告日以前の日付）

〔註2〕 同意日において門徒総代の任期が満了している場合は、『責任役員任命申請書並びに門徒総代届』を同時に提出します。

※この場合、同意書には、新たに届け出る門徒総代が署名捺印します。

③ 責任役員会議事録（抜粋）

責任役員会の議決を得たことを証するため、任期中の責任役員の議事録（抜粋）を添付します。

〔註1〕 責任役員会の議決は、公告する以前に行います。（公告日以前の日付）

〔註2〕 開催日において責任役員の任期が満了している場合は、『責任役員任命申請書並びに門徒総代届』を同時に提出します。

※この場合、責任役員会議事録は、新たに就任する責任役員のもとで議決し、署名捺印します。

④ 公告証明書

門徒その他の利害関係人に対し、除却・新築の要旨を10日間公告したことを証するため、代表役員並びに確認者3名が署名捺印します。

[寺則5・28①三、寺院規程35三、宗教法人法23三]

[註1] 公告期間（10日間）の数え方

公告を開始した日（公告の初日）は、10日間の期間に算入せず、翌日から起算します。また、10日目の終了をもって公告期間が満了するので、実際に公告を取り外すのは、満了した日の翌日となります。したがって、公告期間が10日間の場合、実際には12日間を要します。

[民法140・141]

【例】 4月1日から公告を開始した場合、4月12日まで公告することになります。

[註2] 公告の掲示場所は、当該寺院の寺則第5条に規定されている場所とします。

[註3] 代表役員並びに確認者の証明日は、公告を取り外した日（公告終了日）以降の日付とします。

[註4] 確認者は、寺族及び責任役員・門徒総代以外の者とします。

[註5] 公告終了日から1月間の異議申し立て期間を設ける必要があるため、書類提出はそれ以降となります。

[註6] 寺院は、公告した事項について、門徒その他の利害関係人が意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、適切な方途を講ずるように努めなければなりません。 [寺院規程46]

⑤ 公告文（除却・新築の要旨）

代表役員の署名捺印にて、除却・新築の要旨を公告します。

〔註1〕 公告文の日付は、公告を開始した日（公告の初日）とします。

〔註2〕 除却物件の表示は、建物登記簿謄本の表示に合わせて記載します。

但し、建物全体のうち一部を除却する場合は、「床面積」は、全体のうちの除却面積（及び除却部分）を記載します。

【例】 〇〇〇.〇〇㎡のうち〇〇.〇〇㎡

（1階〇〇〇.〇〇㎡のうち庫裏部分〇〇.〇〇㎡）

※除却する物件が登記されていない場合は、次の通り記載します。

a 所在 建物が所在している場所の土地登記簿謄本の表示に合わせて記載します。

b 種類 「本堂」「庫裏」等、物件の用途を記載します。

c 構造 〇造〇葺〇階建と記載します。

【例】 木造瓦葺平家建

d 床面積 ㎡で表示し、2階建以上は各階ごとに記載します。

【例】 1階 〇〇〇.〇〇㎡

2階 〇〇.〇〇㎡

〔註3〕 新築物件の表示は、次の通り記載します。

a 所在 新築する場所の土地登記簿謄本の表示に合わせて記載します。

b 種類 「本堂」「庫裏」「庫裏・会館」等、物件の用途を記載します。

c 構造 〇造〇葺〇階建と記載します。

【例】 木造瓦葺平家建、木造スレート葺平家建、木・鉄骨造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建、

鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建
d 床面積 m²で表示し、2階建以上は各階ごとに記載します。

【例】 1階○○○.○○m²

2階 ○○.○○m²

地下1階 ○○.○○m²

⑥ 建築予算収支予算書

建築予算の収入及び支出の内訳を記載します。

〔註1〕収入の部の合計と支出の部の合計は、金額を一致させます。

〔註2〕収入の部に「借入金」がある場合において、担保物件が寺院の土地・建物のときは、『寺有財産処分承認申請書』の提出が必要です。
[寺則28②、宗規49①]

⑦ 新築する物件の平面図

建物の部屋等の状況を示した図面を添付します。

⑧ 除却する物件の建物登記簿謄本

〔註〕除却する物件が登記されていない場合は、住職の署名捺印にて、その旨を記載した書類及び図面を添付します。

※建物の新築がなく除却のみを承認する場合、又は除却場所と新築場所が異なる場合において、除却する物件が登記されていないときは、その物件が所在している場所の土地登記簿謄本も添付します。

⑨ 新築する場所の土地登記簿謄本

〔註〕土地の所有者が当該寺院でない場合は、所有者の土地使用承諾書又は賃貸借契約書の写しを添付します。

⑩ 境内地平面図

境内地内の建物の除却・新築にあつては、境内地平面図を、それ以外には本堂との位置関係がわかる図面を添付してください。

(3) 宗派承認後の寺院の手続き

○ 建物の除却新築後、法務局（登記所）において登記をします。

⇒ 「登記完了届」を寺院活動支援部（一般寺院担当）宛に提出します。

〔註〕 建物を新築した場合、それがもっぱら宗教の用に供する宗教法人法第3条に規定する物件であるときは、所有権保存登記にかかる登録免許税が課税されません。但し、その物件が非課税の要件に該当する旨の都道府県知事の証明が必要となります。（申請にあたり宗派の新築承認書を提出します。）

[登録免許税法4②・別表第三、登録免許税法施行規則4]